「みえ高齢者元気・かがやきプラン」(中間案)に対する意見募集の結果

【対応状況】

反映する(8件):最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。

反映済(7件):意見や提案内容が既に反映されているもの。

参考にする(19件):最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。

反映または参考にさせていただくことが難しいもの(13件)

(県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。事業主体が県以外のもの。法令などで規定されており、県として実施できないもの。

その他(~ に該当しないもの)(0件)

番号	項目	最終案 該当頁	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
1	プラン策定 の基本方 針	SIBIC 5 l l.	こついては片仮名の読みだけでなく、文末脚注を設けられた		SIBについては、巻末の用語集において説明します。
2	プラン策定 の基本方 針	て、図	- 3 - 7は、図1 - 5の老人福祉圏域の直後にも活用して載せ 図1 - 6としてはどうか。図1 - 5には桑員や三泗等の小区分 (、併記したほうが良い。		ご意見のとおり、地域医療構想区域を記載した図を追加します。
3	プラン策定 にあたって の考え方	世帯	名を「高齢者の世帯状況」へと変更されたい。高齢者の夫婦は、将来的に減少が確定しているのだから、夫婦世帯の短期 曽加を以て、現項目名とするのは不適切である。		令和22(2040)年までの間に、高齢者の単身世帯は増加し、夫婦世帯は減少することが見込まれているため、項目名を「高齢者の単身世帯・夫婦世帯の状況」に修正します。
4	プラン策定 にあたって の考え方	22 また、	中の「市町等」の「等」が、何を示すのか必ず明記されたい。 「等」があるのだから、項目名そのものを、「市町等と県の」と されたい。		2ページにおいて、「市町および広域連合」のことを「市町等」というと 記載しています。項目名については,ご意見のとおり修正します。
5	健康づくり	養の の維 それ 62 には、 イルな あるこ	高齢期は、食事量の減少による栄養バランスの偏りから低栄 状態に陥り・・・・「食べる」喜びや充実感はQOL(生活の質) 持・向上につながります。」と、あります。 こは、適切な口腔健康管理が必要であることから、「そのため 歯科疾患(う蝕、歯周病)やフレイルにつながるオーラルフレを予防、あるいは早期発見し、適切に対応することが重要でことから、後期高齢者歯科健診等の健診受診率向上を図ることをです。」の追加記載を要望します。		ご意見を参考に、「食べる機能を維持していくには、歯科疾患および オーラルフレイルの予防や早期発見により対応することが重要で す。」と追記します。
6	在宅医療	79 7.8 カ	本県の人口 10 万人あたりの在宅療養支援歯科診療所数は 、所で、全国平均 8.9 か所を上回っています。」とありますが、 引っています」の誤りと思われます。		「本県の人口 10 万人あたりの在宅療養支援歯科診療所数は 7.8 か所で、全国平均 8.9 か所を下回っています。」に修正します。
7	介護サー ビスに関 する苦情 への対応	190 令和:	- 6 - 12 1 市町·国保連合会への苦情相談件数 元年度 合計 61 相談件数 61 申立件数 0 市町 1,796 を追加して〈ださい。		ご意見のとおり、市町・国保連合会への苦情相談件数について、令和元年度分を追加し、平成27年度分を削除いたします。

番号	項目	最終案 該当頁	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
8	市町等が 行う適正 化事業の 広域支援	196	福祉用具貸与価格は平成30年10月から全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限が設けられたことから、福祉用具商品コードの上限単位数を超えた場合、本会審査(国保連の審査)においてはエラーとなります。このため、帳票を次期計画にて、引き続き積極的な活用を求める必要性は低いのではないでしょうか。		意見を受けて給付実績の活用について、「福祉用具貸与一覧表」に ついては、削除し、新たに「給付急増被保険者一覧表」を活用するこ とを盛り込みました。
9	全般		要支援・要介護認定を受けた高齢者が、安心してサービスを利用し、暮らしていけるように、制度の充実を望みます。一部の自治体で行われているような、「卒業」を重視し、サービスを抑制することのないよう、適切な指導をしてください。「卒業」重視のために、サービスを利用できず、重度化してやっと利用できるような制度は、本来の介護保険制度とは乖離しているのではないでしょうか。総合事業は各市町でバラバラとなっていますが、それぞれ良い事例を評価するとともに、必ずしも要支援・要介護認定者にとって良い影響を与えていない事業については、是正を求めていくなど、県の役割ではないでしょうか。		総合事業は、市町が中心となって、地域の実情に応じ、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能にすることをめざすものです。県は、地域包括ケア「見える化」システムや「保険者機能強化推進交付金」等の評価指標を用いた市町のデータ分析を行い、各市町の状況を把握した上で、取組を支援しています。
10	全般		それぞれの項目について詳細に網羅されていて、エビデンスも分かりやすい。納得。		計画の着実な推進に取り組んでまいります。
11	プラン策定の基本方針	5	福祉人材のマッチングについては、必ず希望者のみに限定して行われたい。コロナ離職やコロナ失職などの失業者に対して、「選ばなければ職はある」などの人権侵害は、絶対に行わないように、医療保健部から三重県議会や雇用経済部に対して求められたい。		介護職場への就職希望者に対してマッチングを実施しているところで す。
12	特別養護 老人ホー ム	39	県内の「実質的な特別養護老人ホームの待機者は178人」と記載されていますが、県が毎年実施・公表している調査では6,192人(平成元年9月1日現在の入所申込者数)となっています。国への報告数値もこの調査に依拠しています。待機者を「自宅」での待機者に限定し、「将来的な入所希望者」が十分精査されていないように思われます。有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備が進んでいますが、こうした施設は「食費」「居住費」の低所得者に対する軽減措置(補足給付)はなく、有料老人ホーム等に入居しながら特別養護老人ホームの入所を待つ人数は、県の調査でも年々増加しています。整備計画の基礎数値の見直しをご検討ください。		特別養護老人ホームの整備計画数については、各保険者の将来における施設サービス利用見込み量をもとに、施設の利用率を勘案して算定しており、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に入所中の人も算定の対象に含まれています。「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」に基づく判定基準は、介護度が重度で、施設サービス利用の必要性が高い人が優先的に入所できるよう点数評価を行うものであり、入所基準の適正運用により、自宅待機者だけでなく、特別養護老人ホーム以外の施設に入所中の人の入所も進むと考えています。

番号	項目	最終案 該当頁	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
13	介護人材 の確保・定 着		介護事業所の職員の平均賃金は、全労働者に比べて9~10万低いと言われています。必要な、サービス提供体制を築〈ためにも、事業所・職員への直接の助成が必要と考えます。保険制度の枠にとらわれず、高齢者の人権を守る視点から、県単独でも予算措置を講じ、サービスがしっかりと行きわたる、安心の三重県を築いて〈ださい。		介護職員の処遇改善については、従来から介護報酬に介護職員処遇改善加算が設けられ、また、令和元年10月からは介護職員等特定処遇改善加算も創設されました。これらの加算に関して、未活用の事業者や低位の加算を取得している事業者には、さまざまな機会を通じて加算の取得やより高い加算への変更を促しているところです。
14	介護保険 制度の円 滑な運営	183	三重県は要介護認定に関わる全ての者の資質向上を図ることなど無い。いつものように「財政が厳しい」ばかりを述べてしまうために、県内市町の水際作戦を幇助してしまっている。「三重県が」資質向上を妨害して、資質低下に向けて、ありとあらゆる手段を以て、人々を困らせているというのが現状だ。		認定調査員、介護認定審査会、主治医、介護認定審査会事務局職員それぞれを対象にした研修を実施しており、引き続き要介護認定に関わる全てのものの資質向上を図っていきます。
15	計画の目 標		計画の目標として、通いの場に参加する高齢者の割合が4.0%(平成30年度)とあります。通いの場には狭義と広義の定義が存在していると存じます。今回の計画目標ではどちらを想定されていますでしょうか。広義ですと、老人会やスポーツグループも該当すると考えます。個人的には社会参加活動としての通いの場と考えますと、広義でも同様の健康指標の改善が望めると予想されます。		通いの場の定義については、令和元年12月13日に開催された一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会に基づき、新たな定義が示されたところであり、今回の県計画においても、広義である「多様な主体による取組、就労的取組、多世代交流の取組等を含む、市町村が介護予防に資すると判断する住民主体の場」と位置づけ、その活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に推進することをめざします。
16	プラン策定 の基本方 針	7	三重県は、「地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう」にはしない。非高齢者であろうと老いて高齢者になる権利がある。コロナ失業の非正規氷河期を県外に追い払った自治体がある。生存権さえ認めないのか。この文言が画餅にならないよう、例外な〈全ての県内市町に対し生存権を確保させるよう努められたい。		今後も、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、取り組んでまいります。
17	プラン策定の基本方針		地域包括ケアシステムは、根本から欠陥制度であるために、深化・推進したところで地域共生社会が実現することは無い。 高齢者にしか一体的に提供されないために、非高齢者に対しては、追い払って、その上で、住み慣れない大都市のカネで何とかさせようとしてしまう。 そんなものが地域共生社会であってたまるか。 国への提言や市町への助言といったありとあらゆる手段を以て、実効性のある制度へと更新されたい。		地域包括ケアシステムをより深化・推進することで、地域共生社会の 実現につなげたいと考えています。また、国への提言や市町への助 言については、今後も必要に応じて行ってまいります。

番号	項目	最終案 該当頁	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
18	プラン策定 の基本方 針	4	待機老人問題の解消は、それはそれとして推進していくべきものではあるものの、ここで「特別養護老人ホーム等の」としてしまうと、ヤングケアラー問題が解消されない。 直系尊属が非高齢者、かつ、慢性依存症の患者であった場合などの記載は一体どこなのか。 アルコールやギャンブル、或いは、性依存や自傷依存といった症状を有する直系尊属の非高齢者を持ってしまったら、非高齢者が高齢者になるまで何もかもを諦めさせていくのが地域共生社会なのか。 そんなものが共生なのか。 それが三重県か。 この記述については絶対に何が何でも改善されたい。		「介護サービスの基盤整備」の項目については、高齢者を対象とする施設の整備の方向性を定めるものであることから、記載の内容での御理解をお願いします。
19	プラン策定の基本方針	4	地域全体で支えるのは高齢者だけか。他は見殺しか。事業・企画立案等はこんな愚かな視点に立脚するべきではない。また、県の事業・企画立案は、非高齢者に対し人権侵害が多く、幾つかに即時中止を求めたい。		「かがやきプラン」は、介護保険事業支援計画・高齢者福祉計画であり、本県の総合計画である「みえ県民力ビジョン」の枠組みの中で、「高齢者が元気に輝きながら暮らすことができる地域」を目指しています。 ご指摘いただいた意見をプランに反映させることは困難ですが、今後の取組の参考といたします。
20	プラン策定 の基本方 針	5	職員や従事者に対する研修会は、高齢者虐待の未然防止に向けられては絶対にならない。未然防止のみが出来れば、あとは縦割り行政で見て見なかったことにしてきたのが、7040問題の根本原因である。今では、行政の怠慢によって、8050問題へと深刻化・激甚化させてしまった。その全てが縦割り行政と事勿れ主義によるものである。特に三重県は、育児日本一の県であるから、ヤングケアラーやヤングだったケアラーの既卒者や未婚者には日本一の地獄を味わわせてきた。40や50のほうはどうした。児童虐待でも高齢者虐待でもないからまあいいか、と済ませてきた惨状は一体何だ。絶対に猛省されたい。障がい者に虐待があったり、心中があったりしても、まだわからないのか。文言の修正を必ず行われたい。また、それのみならず、三重県の基本姿勢についても、必ず改善されたい。		市町および地域包括支援センターの職員を対象とした研修や、養介護施設の従事者や看護実務者を対象とした研修を実施し、高齢者虐待に関する正しい知識や対応についての普及啓発を行っているところです。 ご指摘いただいた記載の修正は困難ですが、いただいたご意見は関係部署と共有するとともに、今後の取組の参考といたします。
21	プラン策定 の基本方 針	5	元気高齢者の定義を示されたい。非認知症の高齢者に対し、「何々さんはまだまだ元気そうに見えるから」だの、「もっと大変な人がたくさんいるのだから何もせずにいるのは甘い」などと言って、希望しない業務への強制が為された場合には、人権侵害である。介護助手の導入は、貧困老人を重度認知症になるまで酷使しかねない、危うい制度であることを十分に認識した上で、文言と運用には細心の注意を図られたい。		介護助手制度は、地域の元気高齢者(心身ともに健康な、定年退職後も働き続ける意欲を持つシニア世代)の方々が介護職員の周辺業務を担うことで、介護職員の負担軽減、専門職化を可能としています。

番号	項目	最終案 該当頁	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
22	プラン策定の基本方針	6	多様な経路で社会と繋がるべき弱者に対して、門前払いを行った 県内市町に対しては、全ての県内市町に対し、広域性と専門性の 観点から、三重県が厳重注意と指導助言を行われたい。		「かがやきプラン」は、介護保険事業支援計画・高齢者福祉計画であり、本県の総合計画である「みえ県民力ビジョン」の枠組みの中で、「高齢者が元気に輝きながら暮らすことができる地域」を目指しています。 ご意見は今後の参考といたします。
23	プラン策定 の基本方 針	6	図1 - 2において、全体像の中に、ヤングケアラー問題やヤングだったケアラー問題についての解決窓口を記載されたい。		地域包括ケアシステムをより深化・推進することで、高齢者とその家族が安心して暮らせる社会の実現につなげたいと考えています。
24	プラン策定 の基本方 針	8~9	「みえ高齢者・元気かがやきプラン」は「ダイバーシティみえ推進方針」との調和が図られてはいない。「ダイバーシティみえ推進方針」の計画は、「三重県男女共同参画基本計画」に位置付けられているため、「三重県子は一番のように、高齢者について意見交換が為されることは無かった。審議委員の高齢化によってこれから議論される可能性はあるものの、現状では、とにかく働く女性が在宅介護をせずに済むように、という観点だけなので、老いた女性がどう生きるか、という観点での議論が為されていないのだから、調和が図られたというのはまだ尚早である。		「みえ高齢者・元気かがやきプラン」については、「ダイバーシティみえ推進方針」との調和を図り、同方針の方向性をふまえ、作成いたしました。
25	プラン策定 にあたって の考え方		三重県は「介護離職ゼロ」を目指してしまうから、既に離職してしまった人間への支援が拙い。介護離職のみならず、ハラスメント離職やハラスメント解雇といった、現代の諸問題に対してのアプローチが悲惨なまま取り残されている。そんなことだから7040問題が8050問題になってしまっている。「介護離職からの復帰」について必ず明記し、「介護以外の離職からの復帰」についても必ず強〈推進されたい。		「かがやきプラン」は、介護保険事業支援計画・高齢者福祉計画であり、本県の総合計画である「みえ県民力ビジョン」の枠組みの中で、「高齢者が元気に輝きながら暮らすことができる地域」を目指しています。 ご意見は今後の参考といたします。
26	短期入所サービス	35	三重県は、「介護離職ゼロ」へと目指しているにも関わらず、家族の身体的・精神的な介護負担の軽減を現状と課題に掲げてしまう。既に離職している家族の介護負担があるのが前提となってしまっているのが、現状の課題であるにもかかわらずだ。事由がなくとも短期入所サービスは用いて良いし、一時的な解放とは全〈別の話で、介護疲労の家族が長期入所サービスを探したり、本人自身の復帰に向け動けたりするほうが良い。離職の防止以上に復帰の支援が優先されるべきである。記述と実務の改善に取り組まれたい。		「介護離職ゼロ」を目指す上では、家族の身体的・精神的な介護負担の軽減を図ることが重要であり、その点に関して短期入所サービスが重要な役割を担っていると認識しています。

番号	項目	最終案 該当頁	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
27	短期入所サービス	35	待機老人問題については、非常に重要な項目であるために、医療保健部のみならず、環境生活部ダイバーシティ社会推進課や、子ども・福祉部少子化対策課にも、待機児童問題のように積極的に審議を行わせ、現状の審議で重視される既婚女性の在宅介護の現状把握に留めたりせず、ヤングケアラーやヤングだったケアラーをも含めて、未婚者や無業者が希望している復帰へのニーズ把握に全力で注力されたい。		高齢者が必要なサービスを利用できるように取り組むとともに、「三重県民力ビジョン」の基本理念に沿って、命と暮らしの安全・安心や、人と地域の夢や希望が実感できる三重の実現に向けた施策を総合的に推進してまいります。
28	等別養護 老人ホー ム		現状と課題で、待機者の実質人数を178人に絞っていますが、介護度や待機場所(自宅、サ高住、病院など)で恣意的に切り捨てることにならないでしょうか。また、申込中に毎年1,000人を超える死亡者がいることも問題ではないでしょうか。特養に入所できていれば亡くならずにすんだ事例はないでしょうか。単に数字を見るだけではなく、各申請者の実態を丁寧に把握し、入所を検討するべきで「実質的な待機者」の文言は特養を必要としている申請者への差別的な対応になる可能性があり、県民指標からははずすべきと考えます。		特別養護老人ホームの整備計画数については、各保険者の将来における施設サービス利用見込み量を基に、施設の利用率を勘案して算定しています。 県において策定している「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」に基づく判定基準では、介護度が重度で、施設サービスの利用の必要性が高い人が優先的に入所することができるよう点数評価を行うものとしていることから、これを踏まえた入所基準の適正運用により、自宅待機者だけでなく、特別養護老人ホーム以外の施設に入所中の人などの入所も進むと考えており、引き続き入所基準の適正運用を働きかけていきます。
29	新型コロナ ウイルス 感染防止 に配慮した つながり支 援の事例		三重県は「18 の市町において、オリジナル体操の動画発信」が存在することを把握していたというのに、それにもかかわらず、みんつ〈予算で医療保健部と地域連携部が「ヨガ動画などの取組」を採択するという愚行に及ぶ。中二階も良いところだ。体操動画の無い県内市町に助言すれば済む話だったのに、県独自の動画をつ〈ろうとしてしまう。猛省されたい。		新型コロナウイルス感染症の影響を受け、各市町で実施されていた「通いの場」の多くが活動を自粛し、高齢者の閉じこもりや生活不活発の増大、それに伴う2次障害の発生が危惧されています。そのような中、18の市町において、オリジナル体操の動画発信や、食生活に対する啓発、交流の促進など、新型コロナウイルス感染症対策に対応した新しい介護予防の取組が実施されていました。いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
30	高齢者の 虐待防止 への対応	135	高齢者への虐待ではなく、高齢者「からの」虐待についての記述は どこか。 三重県は、児童虐待のことについてばかり述べ、かつて児 童だった人間が成人してしまうともう取り残してしまう。 誰一人取り 残さないと綺麗事だけ述べ、成人への虐待については、高齢者を 除いて全く述べない。 基本的な把握すらしていないということで良 いか。		「かがやきプラン」は、介護保険事業支援計画・高齢者福祉計画であり、本県の総合計画である「みえ県民力ビジョン」の枠組みの中で、「高齢者が元気に輝きながら暮らすことができる地域」を目指しています。 ご意見は今後の参考といたします。

番号	項目	最終案 該当頁	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
31	生活支援サービスの充実、高齢者の安全安心	74 ~ 77, 136 ~ 153	行政のデジタルサービスを利用できない高齢者のサポートをどの機関、どの職種が受け持つのか具体的な施策を提示して頂きたい。10万円の特別定額給付金でさえ理解していない又は情報がない高齢者等が存在していた。独居、老々世帯、虚弱など理由は様々であるが、どうやって申請したらいいかも分からない場合もあった。介護保険を利用していればケアマネジャーや地域包括支援センターがフォローしてくれるが、そうでない高齢者も相当数存在する。彼等、彼女等は、到底、行政のデジタルサービスを利用することはできないのが現実である・・利用できる制度や給付金等も分からないままである。 民生委員の活動も限界があり、個人差も大きい。このような高齢者が、社会保障から取り残されないよう、福祉計画に具体策を盛り込んで頂きたい。		今後、デジタル社会の進展に伴い、高齢者のデジタル面でのサポートは重要な課題となると認識しています。高齢者のサポートについては一義的には市町や地域包括支援センターが担い、民市委員やボランティアなど多様な住民主体の支援が期待されていますが、県としても、高齢者の生活支援サービスが充実し、高齢者が安全安心に生活できるよう、市町を支援してまいります。
32	感染症に対する備え	150	高齢者入所施設での感染症発生時の「応援職員派遣体制」の構築のご苦労については、心から敬意を表します。 しかし、高齢者施設における感染症防止対策として、最も安心が得られる方策は入所者と介護関係職員がコロナに感染していない「陰性」との証明がされることです。クラスター発生の防止等安全安心の観点から積極的な社会的検査(PCR検査等)を利用者・職員等に定期的に行うことの記載の追加をご検討ください。		高齢者施設等への検査については、陽性者が発生した施設等での入所者・従業者全員への原則検査を行っているところです。また、感染者が多数発生している地域等での積極的な検査については、あらかじめ医療機関や民間の登録衛生検査所の協力を得て、検体採取・検査分析を実施できるよう調整を行う必要があります。利用者が安心して介護サービスを利用していくために、また、職員が安心して働けるよう積極的な社会的検査を定期的に行うことは有効であると考えますが、検査体制等の調整もあることから、通知に基づく運用により対応していきたいと考えています。
33	介護人材 の確保・定 着	161	有効求人倍率に比べて、離職率が低いのは各事業者が積極的に働きやすい職場環境づくりを進めているからだと思います。 そのような中で、各項目の「県の取組」に記載されている内容を、計画期間初年度より、スピーディーかつ強力に推進していただきたいと思います。		介護人材の確保・定着のため、市町、介護関係団体等と連携しながら、迅速かつ積極的に取り組んでまいります。
34	介護サービス事業 所等への 指導・監査	187	介護保険に限定せず、公益性の高いものについては、質の向上を図るよう、三重県が指導されたい。三重県では、公益性が高いにもかかわらず、市町や事業者が好き勝手をやってしまうことが多々ある。二度と再発しないよう毅然とした指導を行われたい。		県では介護保険事業所等に対して、介護保険上の運営基準等が遵守されていることを確認する実地指導や、法令順守体制等を確認する業務管理体制確認検査を行っています。また、事業所に「不正若しくは著しい不当が疑われる場合」には監査を行うことで、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を取ることとしています。県ではこれらの手法を組み合わせて介護保険が適切に運用されるよう努めてまいります。

番号	項目	最終案 該当頁	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
35	プラン策定 の基本方 針		高齢化率は、激甚超少子化に伴うものであるがゆえに、「過去最高」とせず、「過去最大」としてはどうか。		高齢化率は。人口に占める65歳以上人口の割合を示すものであり、 「過去最高」と記載いたします。
36	プラン策定の基本方針		社人研の将来人口推計にはコロナの影響が含まれておらず、本 県は、推計よりもさらに高齢化が進むものと拝察する。コロナウイ ルスそのものは高齢者の死亡率が高く、かつ、若年者の死亡率が 低い傾向がありはするけれども、コロナ失業、コロナ困窮、コロナ 餓死、コロナ自殺、コロナ心中といったような、年金受給者ではな い非高齢者の死亡が多発するからである。		国立社会保障・人口問題研究所が推計した将来推計人口をもとに将来の高齢化率を見込みつつ、毎年の三重県の人口および65歳以上人口から算出される高齢化率を注視していきます。
37	プラン策定 の基本方 針	2~3	介護人材の確保等によっては地域共生社会の実現はめざされない。コロナの失業者に対し「選ばなければ職はある」という人権侵害が行われるからだ。		高齢化社会の進展により、介護ニーズが今後さらに拡大することが 見込まれ、これに対応する介護サービスを支える介護人材を確保し ていくことが求められています。
38	プラン策定 の基本方 針	5	一般住民や高齢者全般を対象に整備されている社会参加活動・ 学習等の活動の場については,具体事例を地域ごとで複数必ず 明記されたい。		一般住民や高齢者全般を対象に整備されている社会参加活動・学習等の活動の場に係る具体事例については、各市町(保険者)の作成する介護保険事業計画に記載されることが適当と考えます。
39	プラン策定 の基本方 針	6	こんなところにまで「介護保険制度の円滑な運営に資するため」などという文言を入れるべきではない。介護保険は40歳から64歳のほとんどに対して、負担のみを強いる地獄の制度である。中高年をカネヅルとしてしか見ないこんな腐敗制度の円滑な運用に対し、ご協力ください、と人権侵害が為される現在の惨状に対して何の反省も無いのか。		介護保険法の枠組みの中で、介護保険制度の円滑な運用がうたわれており、プランに反映させることはできません。

番号	項目	最終案 該当頁	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
40	介生サの健 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	62 ~ 63	三重県が「子どもから高齢者まで、全ての県民が健やかで心豊かに生活できるよう、健康増進を図るための取組を行う必要があります。」などと考えたことは一度たりとて無い。完全にゼロである。愚劣で卑劣な医療保健部健康推進課が、女性の健康のことばかりに注力し続けて、男性の健康寿命の伸び悩みについては看過し続けた。ウィメンズ・ヘルス・アクション宣言は行うが、男性については全〈何も行わない。完全にゼロだ。こんな状況で、医療保健さんな虚偽記載をよ〈平気で書けるものだ。絶対に二度と載せるな。また、医療保健部が、男女別健康寿命のランキングを公表してはこんな虚偽記載をよ〈平気で書けるものだ。絶対に二度と載せるな。また、医療保健部が、男女別健康寿命の申びを実績としてしまった。もない。三重県の女性の健康寿命の伸びを実績としてしまった。地域連携部のデータを見もせずに、女性のほうが努力しておった。地域連携部のデータを見もせずに、女性のほうが努力してきたから健康寿命が長いのだと結論付けてしまった。男性の運動をから健康寿命が長いのだと結論付けてしまった。男性の運動にあるいるできたが高いにも関わらず、何度も何はいず許してはおかない。三重県知事の口が滑るたびに、断固として極めて強く抗議する。三重県知事の口が滑るたびに、断固として極めて強く抗議する。三重県を何が何でも許さない。部間として極めて強く抗議する。三重県を何が何でも許さない。部間として極めて強く抗議する。三重県を何が何でも許さない。部間として極めて強く抗議する。三重県を何が何でも許さない。部間として極めて強く抗議する。三重県を何が何でも許さない。部間として極めて強く抗議する。三重県を何が何でも許さない。三重県知事の口が滑るのが、三重県の一番の課題だと言うことを深く心に刻み、文言修正を行われたい。		「人生100年時代」が到来している中、三重県では、全ての「団塊の世代」が75歳以上となる令和7(2025)年を見据え、今後も「全国トップクラスの健康づくり県」をめざし、企業、関係機関・団体、市町等と連携し、社会全体で県民が主体的に取り組む健康づくりの支援や企業における健康経営の推進など環境づくりを進めることにより、「健康寿命の延伸」及び「幸福実感を高めるための心身の健康感の向上」を図ることを目標に、男女に関わらず事業を推進してまいります。なお、健康寿命に関しては本計画と調和を図っている三重の健康づくり基本計画「ヘルシーピープルみえ・21」の全体目標のひとつに「健康寿命の延伸」を掲げています。計画策定時(2010(平成22)年)の男性77.1歳、女性80.4歳から2018(平成30)年は男性78.7歳、女性81.1歳へと延びています。今後も計画に基づき、引き続き全ての県民を対象とした健康づくりを推進してまいります。
41	介護予防・ 生活支援 サービス の充実 健康づくり	64 ~ 65	・禁煙のみならず、禁酒・断酒を必ず入れよ。飲酒が健康に良いわけが無いのに,適度な飲酒よりも禁酒のほうが健康に良いのは確定である。糖尿病の罹患率を見ずに、「適度なら」と誤魔化すのをやめられたい。		本計画と調和を図っている「三重の健康づくり基本計画」において、 飲酒については計画策定時「県民がアルコールが心身の健康に及 ぼす影響を正しく理解し、節度ある適量の飲酒が出来ていること」「未 成年者の飲酒がなくなっていること」「飲酒の影響による生活習慣病 の発症が減少し県民が健やかに生活している」を10年後にめざす姿 としています。今後も引き続き多量飲酒や未成年者の飲酒について 啓発が必要であることから、取組を推進してまいります。
42	介護予防・ 生活支援 サービス の充実 健康づくり	64 ~ 65	・県内のマイレージポイントの付与が「子どもから」行われた市町がどこにある。 虚偽をやめよ。 62頁と64頁の整合性さえ取れない 三重県が、全ての県民という大嘘をよ〈も平気で書けるな。全ての 県内市町に対し、マイレージポイントの開始年齢を改善させよ。		健康マイレージ事業は、市町が実施主体となり、健康づくり取組メニューの設定等についてはマイレージの対象年齢も含め、地域の実情に応じてそれぞれ工夫を凝らし推進していただいています。県としては、市町の実施を後押しするため、好事例の共有、事業の周知、三重とこわか健康応援カードの作成、マイレージ特典協力店、マイレージ取組協力事業所の依頼や認定等を行っており、今後も市町や企業と連携し、県民の皆さんの健康づくりの推進に取り組んでまいります。

番号	項目	最終案 該当頁	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
43	安全安心 のまちづく リ	118 ~	「三重県生涯現役促進地域連携協議会」は生涯現役社会の実現の為には設立されたものではない。虚偽や粉飾はやめよ。あくまで高年齢者の労働促進のために設立されたもので、対象年齢が極めて偏狭な、矮小化されたものとなってしまっている。行政側が敢えて「制度の狭間」をつくりだしておいて、生涯現役だのという綺麗事を述べるべきでない。必ず文言の修正と実務の改善を図られたい。		「三重県生涯現役促進地域連携協議会」では、高齢者が、これまで培った能力や経験を生かし、希望する職種や職場でいきいきと働くことができる「生涯現役社会」の実現を目指すとともに、労働力不足を喫緊の課題と考える事業者が、高齢者を積極的に雇用することで、労働力の確保だけでなく、生産性の向上につながることを目的に各種事業を展開しており、三重県においても協議会の一員としてその取り組みを支援しているところです。 なお、同事業については、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に定める事業として実施しており、同法が高年齢者を55歳以上としていることを踏まえ、対象年齢を設定しているところですので、ご理解いただきますようよろしくお願いします。
44	介護人事 の確保・定 着	159	「介護職場への就労を希望する離職者や中高齢者、若者等を対象に」とは何か。 若者等も中高齢者も対象とするのに分断する必要がどこにあったか。		若者から中高齢者に至るまでの、介護職場に関心のある幅広い層を 対象としていることを表現しています。
45	介護人事 の確保・定 着	159	「職員の採用や定着等の専門的な助言を行うアドバイザーや研修講師」とは何か。人事を専門とする業種などは存在しない。働き方改革アドバイザーを名乗るコンサルタントに丸投げして税金を浪費するのか。		社会保険労務士、経営コンサルタント等、人材の採用・育成・定着等に関して助言・指導を行うことができる方をアドバイザーや研修講師として小規模事業所へ派遣しています。
46	介護人事 の確保·定 着	102	分類1 「比較的高度な業務」として例示される業務内容が容易すぎる。専門職らしからぬ業務を挙げてしまうと介護職に対して「誰でもできる仕事」といった差別が推進されてしまう。細心の注意を払い、差別や蔑視が決して起こり得ないような業務内容に修正されたい。		介護助手が介護職員の周辺業務として担う、比較的高度な業務を例示しています。
47	介護保険 制度の円 滑な運営	180	低所得者の保険料は,所得水準に応じたきめ細かな保険料設定となってなどいない。単純に虚偽だ。県内市町に負担能力を測定する能力が無いからだ。		介護保険法の枠組みの中で運用されており、県での対応は不可能です。